

～新成人のみなさんへ～
**20歳になったら
国民年金**

市民課保険年金係
☎ 25 1148
伊勢年金事務所
☎ 0596 27 3601

国民年金は、日本に住んでい
る20歳から60歳までのすべての
かたが加入し、保険料を出し合
い、お互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入
保障だけではありません。病気
やケガで障がいが残ったときは
障害年金を、加入者が亡くなら
れたときは遺族年金を受け取る
ことができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世
代のかたの負担が年々増加し
ていますが、保険料を納め続け
ることで、年金の給付は生涯に
わたって保障されます。しか
し、加入の手続きや保険料の納
付忘れがあると、年金が受け取
れないこともあります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号
被保険者となるかたは、20歳に
なったら日本年金機構から資格
取得（手続不要）のお知らせ、
基礎年金番号通知書および保険

料のご案内が届きます。

サラリーマンや公務員などの
第2号被保険者のかたや、第2
号被保険者に扶養されている配
偶者（第3号被保険者）のかたは、
勤務先の事業所が加入手続きを
行います。

保険料の免除・猶予

所得が少ないため、国民年金
保険料の納付ができない場合
は、申請により保険料の納付が
猶予または免除となる制度が
あります。

学生のかたは「学生納付特例
制度」、経済的な理由などによ
り保険料の納付が困難なかた
は、「全額免除・一部免除制度」
や「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国
民年金保険料が未納のまま続
くと、受給資格期間を満たせ
ず、年金を受け取ることがで
きなくなったり、納付の要件
を満たせず、万が一の時の障
害年金や遺族年金を受給でき
なくなったりすることがあり
ます。納付が困難な場合には
必ず手続きをしましょう。

くわしくは、市民課保険年
金係または伊勢年金事務所へ
問い合わせてください。

**国民健康保険・後期高齢者医療制度の
医療費のお知らせ発送について**

市民課保険年金係 ☎ 25 1148

支払った医療費の総額を
自身で確認していただき、
適正な受診につなげるため、
医療費通知を送付します。
保険から医療機関などへ支
払われる医療費は、保険税
（料）と国などからの補助金
でまかなわれています。
この大切な保険税（料）な
どを有効に使うためにも、
適正な受診を心がけてくだ
さい。

また、医療費通知を確定申
告の医療費控除の申告手続
きで添付することにより「医
療費控除の明細書」の記入を
省略することができます。
ただし、国民健康保険のか
たは12月診療分、後期高齢
者医療制度に加入されてい
るかたは10月から12月診療
分については、従来どおり
領収書をお使いください。

**後期高齢者医療制度に
加入のかた**

後期高齢者医療広域
連合 ☎ 059-221-
6884 から発送されま
す。

○発送月と対象診療月

- ・1月下旬発送
- 令和6年1月～9月診療分
- ・7月下旬発送予定
- 令和6年10月～12月診療分

国民健康保険に加入のかた

○発送月と対象診療月

- ・1月末ごろ発送
 - 令和6年1月～11月診療分
 - ・2月末ごろ発送
 - 令和6年12月診療分
- （郵送に日数がかかること
がありますのでご了承ください）

